

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                     |
|-------|--------------------------|
| 16    | 重度心身障害者医療に関する事務 基礎項目評価調書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恵庭市は、重度心身障害者医療の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

北海道恵庭市長

## 公表日

令和3年9月1日

## I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 重度心身障害者医療の助成に関する事務   |
| ②事務の概要                   | 「恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例」(昭和48年9月26日条例第36号)に基づき、重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。  |
| ③システムの名称                 | 医療費助成システム、中間サーバー、団体内統合宛名(連携)システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 重度心身障害者医療費助成関連情報ファイル     |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)<br>第9条2項<br>・恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月23日条例第19号) 第4条第1項 及び別表1の2                                 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  | 【情報照会の根拠】<br>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第9号<br>②恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月23日条例第19号) 第4条第1項 及び別表2の25<br>【情報提供の根拠】<br>なし |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 保健福祉部 国保医療課  |
| ②所属長の役職名                 | 国保医療課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| なし                       |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 恵庭市(総務部総務課) 061-1498 恵庭市京町1 0123-33-3131   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 恵庭市(保健福祉部 国保医療課) 061-1498 恵庭市京町1番地 0123-33-3131  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和1年12月18日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上<br>2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和1年12月18日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり<br>2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |              |  |   |
|---|--------------|--|---|
| [ 基礎項目評価書 ]                                     |              |  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書<br/>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br/>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |              |  |   |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |              |  |   |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |              |  | [ ]委託しない  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |              |  | [ ]提供・移転しない   |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |              |  | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)   |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 7. 特定個人情報の保管・消去                                 |              |  |   |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                     | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 8. 監査   |              |  |   |
| 実施の有無   | [ ○ ] 自己点検   | [ ] 内部監査   | [ ] 外部監査  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発                                 |              |  |   |
| 従業者に対する教育・啓発                                    | [ 十分に行っている ] | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている<br/>2) 十分に行っている<br/>3) 十分に行っていない</p> |   |

## 变更箇所